特定口座における株式等譲渡所得の取引をスマートフォンで 申告する場合の入力例

この入力例では、給与所得(年末調整済)と特定口座における株式等譲渡所得がある方が、 「特定口座年間取引報告書の取引内容」と「前年から繰り越された株式譲渡損失」の申告を、ス

マートフォンから行う方法についてご案内します。 注 1 配当所得の課税方法は「申告分離課税」を選択する事例です。 注 2 確定申告書の作成・提出方法は、「マイナンバーカード方式」(マイナンバーカードを使って、 e-Taxへログインし、申告する方法です。)を選択する事例です。

事前に準備するもの

次の書類をご準備ください。

- マイナンバーカード
- 令和5年分の給与所得の源泉徴収票
- 令和5年分の特定口座年間取引報告書
- 令和4年分の確定申告書付表の控え等(前年から繰り越された株式譲渡損失が分 かる書類)

参考~マイナポータル連携~

マイナポータル連携をすることで、給与所得の入力(STEP9)や特定口座年間取引報 告書の入力(STEP10-3)、所得控除(STEP12)等を省略できる場合がありま

マイナポータル連携をする場合は、下の二次元バーコードを読み取り、事前の準備をお願

STEP1 作成コーナーにアクセスして作成開始



左の「**二次元バーコード**」を 読み取り



「所得税」、「令 和5年分」、 「e-Tax(マイ ● 所得税 ナンバーカード 方式) 」及び 「連携しない」を 選択した上で 「**次へ** |をタップし ます。 6 作成する年分を選択してください。

STEP2 作成する申告書等の選択

作成する申告書等の選択

☆ 作成する中告電等を選択してください



STEP3 申告内容に関する質問

国際方 確定申告書等作成 コーナー

●中告準備・◎・◎・◎・◎・◎

申告内容に関する質問

※ 事件する収入等を進収物、「確定」ボタンを行いて ください。

Q 甲告する収入等を全で選択してくださ

雑(業務・その他) 2

▼ 特定口座の株式機等・配当 5

☑ 前年から繰り越した株式設治指導

上記以外の収入 2

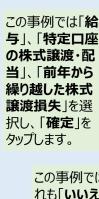
ご利用の前に

☑ 給与

公的年金

-ft 2

確定



この事例ではいず れも「いいえ」を選 択し、「**次へ**」を タップします。

Q 特定口座年間取引報告書<u>以外</u>に、令和5年 分の株式等の配当・護渡について、中告 する内容はありますか。 2 | 独定1 ボタンを押した強く古、中白する収入等を発展 できます。その際は角度「洋産」ボタンを押してくださ LLUY ウ 仕事に関する枠はを受けますか。

いします。

特定口座年間取引報告書の取引・前年分の上場株式等の譲渡損失額をスマートフォンで申告する場合の入力例

STEP6 登録情報の確認・訂正

(1/4)※ スマホの画面は開発中のものであり、一部変更されている場合があります

収入・所得金額の入力



STEP4 利用規約の確認

利用規約を確認後 「同意して次へ」を

タップします。

STEP5マイナンバーカードの読み取り



「マイナンバーカード の読み取り」をタップ します。



4桁のパスワードを入力した後、スマー トフォンをマイナンバーカードの中央に置 き「読み取り開始」をタップします。

参考 初めてマイナンバーカードを利用した 確定申告を行う場合

マイナンバーカードを利用して初めて確定申告をする場合、 マイナンバーカードを読み取った後に利用者登録のための 入力画面が表示されますので、画面の案内に沿って入力 をしてください。

なお、利用者登録の詳しい方法は、以下の二次元バー コードを読み取り、21ページ「«参考»マイナンバーカードを 利用して初めて確定申告をする場合」を参照してください。 おって、過去にマイナンバーカードを利用して確定申告をし たことがある方は、そのまま「STEP6」に進んでください。





表示された情報を 給与所得の入力は 確認し、変更等が あれば、「**訂正**」を タップし、情報の訂 正を行います。

作成の

手順を

確認後、

「次へ」

ます。

をタップし

表示された情報に タを読み込んだ場 変更等がなければ、 合は、既に金額が 「**次へ**」をタップしま す。

STEP/xmlデータの読込



証券会社等から取 得したxmlデータを 読み込む場合は、 「ファイルを選択す 画面の案内に沿っ てデータを読み込み ます。 なお、読み込むデー タがない場合は 「 **次へ**」をタップしま す。

こちらをタップします。

なお、給与所得の

源泉徴収票をマイ

ナポータル連携した

場合又はxmlデー

表示されています

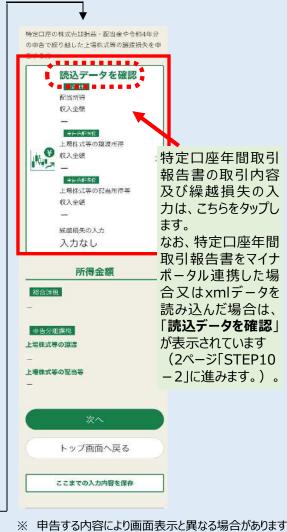
す。)。

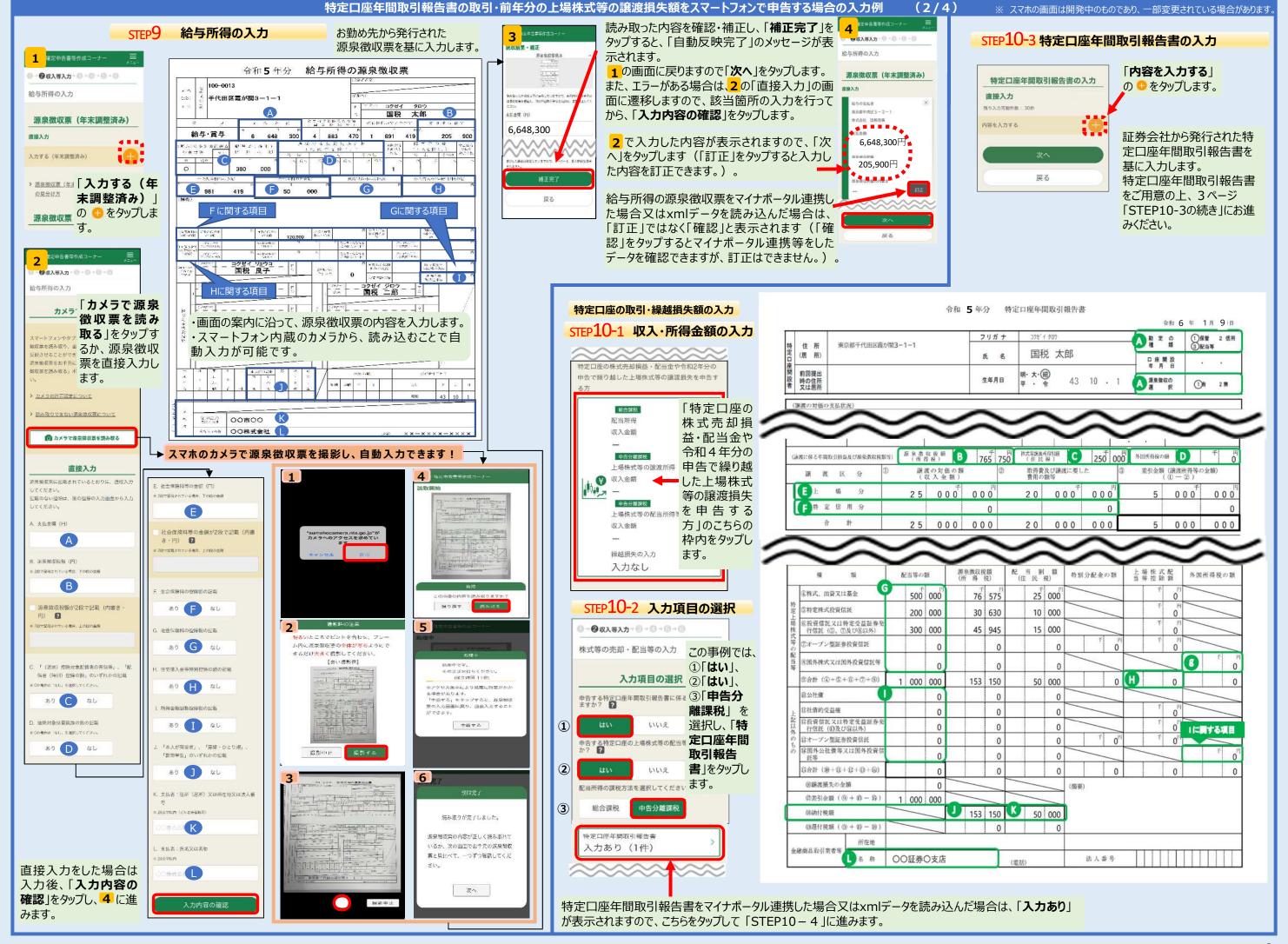
(2ページ「STEP

9」<mark>4</mark> に進みま

税庁 確定申告書等作成コーナー ❷収入等入力 □ □ □ □ □ □ 収入・所得金額の入力 所得の源泉徹収豐」をお持ちの方 6,648,300円 国民年金、厚生年金、企業年金などの所得があ り、「公的年金等の源泉徴収票」をお持ちの方 公的年金 収入金额 原稿料や講演料、生命保険の個人年金など他の前 得に当てはまらない所得がある方 > 姓 (業務) 所得とは 第 (その他) 所得とは 地台書館 雜(業務)所得 収入金額 .0 雑 (その他) 所得 収入金額 生命保険の一時会、協会や秘管当せん会、競馬や 額輪の払戻金などの所得がある方 総合課務 一時所得 0 特別控除後の鹽







給与所得

収入金額

STEP10-3 の続き

画面の案内に沿って特定口座年間取引報告書の内容を入力し、 「申告する所得の選択」で申告する所得をチェックします。 特定口座年間取引報告書と入力画面の \Lambda ~ 🕕 が対応しています。 ※申告する内容により画面表示と異なる場合があります。

記当等の語及び遊察徴収税語等

株式・出資又は基金(円) (A)

特定株式投資信託 (円) (B)

あり

200.000

投資信託又は特定受益証券発行信託(円)(C)

国外株式又は国外投資信託等に係る外国所得税の

G)

特定上場株式等の配当等の上場株式配当等控除額

Œ

上場株式配当等控除類 (内書き・円)

1. 上記以外のものの配当等の額の記載

| 納付税額の海泉物収税額(所得税)(四)

納付税額の配当割額(住民税)(円)

... 金融商品取引業者等の名称

※「証券・銀行名等」及び「本文店名等」の区分名を含め、60文字以

追加費用の入力

特定口座年間取引報告書に記載されたもの以外の費 用はありますか?

配当所得に係る負債の利子の額はありますか? ?

もう1件入力する

入力内容の確認

証券

支店

オープン型証券投資信託(円)(D)

国外株式又は国外投資信託等 (円)

(合計) (円) ?

あり

153,150

50.000

00

本支店名等

なし



追加費用に該当するものがあ✓ れば「はい」を選択し、その内→ 容を入力します。

他に入力する特定口座年間 -取引報告書がある場合は「も **う1件入力する**」をタップします。

STEP 10-4 入力一覧



入力した特定口座年間取引報告書の一覧 が表示されますので、よろしければ「次へ」を タップします(「訂正」をタップして入力内容を 変更することができます。)。 なお、特定口座年間取引報告書をマイナ ポータル連携した場合又はxmlデータを読み 込んだ場合は、「訂正」をタップした際に表示

される画面で、データの内容を確認できます。

参考 配当所得の課税方法で 「総合課税」を選択した場合

2ページ「STEP10 - 2 Jの③で「総合課税」を選択 した場合、以下のように入力項目が追加されます。 なお、入力内容により画面遷移が異なる場合があり ます。

配当控除の入力欄が 表示されるため、該当 オス全額があれげる力

	において入力した配当等の額のうち、以下(に該当する全額があればその全額を入力して
	čiv.
円」	「株式・出資又は基金(A) 500.000 のうち、配当控除の対象とならないもの
L 20	「特定株式投資信託(日) 200,000円」
	ち、外国株価指数連動型以外のもの〔円〕

正記・投資管配大は特定交益は分類行当社 (C) 300,000円」のうち、外資建資産割合 又は非株式割合のいずれか高い方の割合が50% 超75%以下であるもの(円) 2 上記「投資信託又は特定受益証券発行信託 (C) 300.000円, のうち、外定避費産務合 又は非株式割合のいずれか高い方の割合が75% 設であるもの(円)

「総合課税」を選択し て「負債の利子の額 | を入力した場合、「次 へ」をタップすると、「配 当所得に係る負債の 利子の額の入力」画 面に遷移します。

追加費用の入力

特定口座年間取引相当書に記載されたもの以外の費 用はありますか? ?

配当所得に係る負債の利子の額はありますか? 🖸

厚る

申告する特定口座年間取引報告書を入力 後、「入力内容の確認」をタップします。

STEP 10-5 入力項目の選択 (譲渡損失の繰越額)

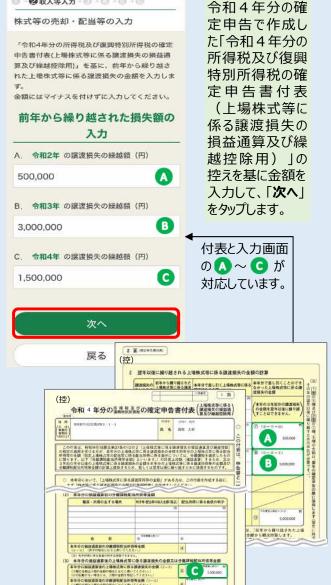


- ❷収入等入力 - □ - □ - □ - □

「令和4年分の申 告で、上場株式等 に係る譲渡損失の 金額を繰り越しまし たか?」で「はい」を 選択し、「譲渡損 失の繰越額しを タップします。

「いいえ」を選択し、 「次へ」をタップした 場合は「STEP11」 に遷移します。

STEP 10-6 前年から繰り越された損失額の入力



収入・所得金額の入力 収入金額 会社員の方やパート、アルバイトの方で、「給与 所得の源泉徴収票」をお持ちの方 総合課税

6.648,300円

□→❷収入等入力→◎→◎→◎→◎





.....

入力内容が表示されるため確認 後、「**次へ**」をタップします。

STEP 12 控除の入力

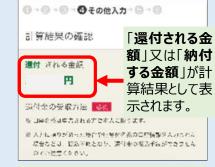
支出に関する控除等がある場合 は、該当する控除項目を入力し ます。

なお、この事例では、「親族に関 する控除」の「配偶者(特別) 控除の入力」に配偶者の情報を 入力し、「次へ」をタップします。



「住民税等に関する事項の入力」に ついては、住民税の徴収方法を選 択の上、質問項目に該当する場合 は「はい」を選択の上、「次へ」をタッ プし、その情報を入力します。

STEP14 計算結果の確認



還付の場合は、還付金の受取方 法を選択します。

STEP 15 本人情報等の入力



本人情報の入力

大郎

氏名 (漢字) 亩 各10文字以内 国税

氏名 (カナ)

コクゼイ

提出年月日

令和 ▼

画面の案内に従い、 ※ 各11文字以内 (合計12文字以内 本人情報等(氏 名·生年月日、連 絡先、住所等)を 確認後、「次へ」を タップします。

~~~~ ☑ 上記の住所と同じ

0

国税庁 確定申告書等作成コーナー ● → ② → ② → ② その他入力 → ② → ③

マイナンバーの入力

氏名 (病柄) 国税 太郎(本人)

生年月日

平成1年4月5日 マイナンバー

工名 (标制) 国税二郎(子(16歳未満))

生年月日 令和3年4月3日

マイナンバー

SE BE1/1241

「マイナンバー」の情報を入力し、 「次へ」をタップします。

### STEP 16 送信前の申告内容確認



#### 確定申告書等の表示

1. 帳票はAdobe Acrobat Readerで表示・印刷します ので、インストールしていない方は、Playストア からダウンロードしてください。



2. 「帳票表示・印刷」ボタンをタップしてくださ

3. ダウンロードしたPDFファイルをAdobe Acrobat Readerで表示し、内容に誤りがないか確認してく ださい。

帳票表示・印刷

申告内容の確認・訂正をする場合 次へ

「帳票表示・印刷」をタップし、送 信する申告書の内容を確認し、 「**次へ** |をタップします。



※ 表示画面はOSによって異なり ます。

### STEP17 電子申告等データの送信



「次へ」をタップ します。



「送信する」をタップします。



「送信を実行する」をタップしま す。





送信結果の確認

以下の内容で所得税の確定申告書データ 正常に送信されました。 \*\*\*\*\*\*\*\*\*

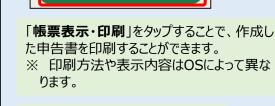
「所得金額」欄について

所得金額は、申告書第一表の所得金 額欄の「合計」欄の金額を表示して います。

「次へ」ボタンをタップして「送信票等の印 剧」画面に進んでください。

次へ





送信後の処理



※ 印刷方法や表示内容はOSによって異な

印刷終了後「次へ」をタップします。



入力データの保存

> にせ税務職員などにご注意ください

入力データを保存しておくと、来年の申告書等 の作成に利用することができます。

入力データの保存

終了

「入力データの保存」をタップすることで、作成 した申告データを保存することができます。 ※ 保存方法や表示内容はOSによって異な ります。

「**終了**」をタップすることで、 申告書の作成を終了します。

申告書の作成と送信は以上で終了です。 お疲れ様でした!

#### 参考 電子申告等データを送信後の納付手続について

申告書を提出された方で、申告期限までに納付すべき税額がある場合は、法定申告期限までに納付していただく必要があります。

## 《便利なキャッシュレス納付をぜひご利用ください》

国税の納付は、金融機関や税務署の窓口に出向かなくても 納付手続ができる「キャッシュレス納付」が便利です。 この機会に是非、ご利用をお願いします。

※ 各納付手続の詳細は、国税庁ホームペ -ジの以下の箇所で御案内しております。 「ホーム」⇒「税の情報・手続・用紙」 ⇒「納税・納税証明手続」





## 確定申告に関するご不明な点がある場合は・・・

■ 操作方法が分からない場合は 確定申告書等作成コーナー内の 「**ご利用ガイド**」をご確認ください。

■ 所得税についてのご質問は、 国税庁ホームページの「タック スアンサー」をご確認ください。

「正常に送信されました」

となっていることを確認し、

「次へ」をタップします。





■ その他の所得税に関する 申告手続は動画でチェック!



※ 申告する内容等により、異なる画面が表示されますので、表示内容に応じて入力をお願いします。